

鳥・三消総第492号
令和2年1月15日

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員

吉田



鳥栖・三養基地区消防事務組合監査委員

園田 邦広



- 1 監査の期間 令和2年1月14日(火)～令和2年1月15日(水)
- 2 監査の対象 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部・署(分署含む)
- 3 監査対象期間 平成31年1月1日から令和元年12月31日
- 4 監査の方法 鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部・署(分署含む)の令和元年12月31日現在における事務について必要な資料の提出を求め、主管課長はじめ関係職員の聴取を実施した。
- 5 監査の結果
財務に関する事務の執行及び事業の管理状況は、おおむね
適正に処理されているものと認められる。
- 6 指摘事項
昨年9月に職員によるハラスメント事案が発生した、このことは、日常勤務の中での気の緩みからでたものであり、市民・町民に対し反社会的行為である。
今後二度と発生しないよう消防長を始め全職員は襟を正し、徹底した教育を行い綱紀粛正に努めること。